

～参考資料～

1 利用ニーズ把握のための調査

2 計画策定の経過

- (1) 横浜市子ども・子育て会議での検討
- (2) 市民意見交換会の開催
- (3) パブリックコメントの実施

3 関係法令・条例

4 ライフステージごとの事業体系

1 利用ニーズ把握のための調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

横浜市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、国の基本指針等に基づき、アンケート調査を実施しました。

イ 調査の名称

横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査

ウ 調査の種類

- (ア) 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者ニーズ調査（以下「未就学児調査」という。）
- (イ) 小学生の放課後等に関する現状及び保護者ニーズ調査（以下「小学生調査」という。）

エ 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出（世帯が重複しないよう抽出）

オ 抽出世帯数

- (ア) 未就学児調査：65,590 世帯
 - (イ) 小学生調査：66,190 世帯
- 【合計】131,780 世帯

カ 調査実施時期

平成25年7月26日～30日 対象者あて発送
8月23日 調査回答期限

キ 調査回収状況

- (ア) 未就学児調査：回収数31,374 世帯（回収率47.8%）
 - (イ) 小学生調査：回収数28,718 世帯（回収率43.4%）
- 【合計】回収数60,092 世帯（回収率45.6%）

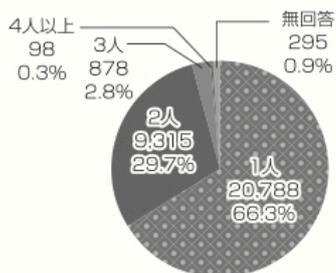
(2) 主な調査結果

【未就学児調査】

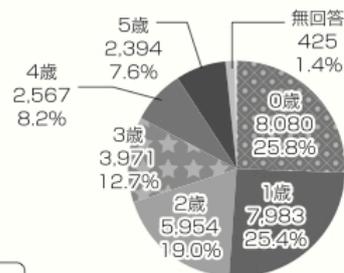
子どもの人数

あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。
また、一番下の子の年齢(平成25年4月1日現在)をお伺いします。

あて名のお子さんを含めた
お子さんの人数



一番下の子の年齢
(平成25年4月1日現在)



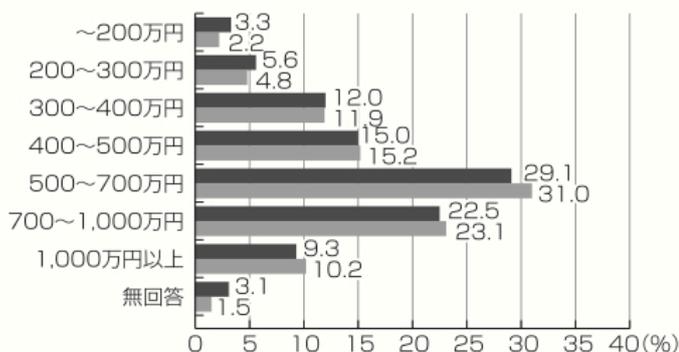
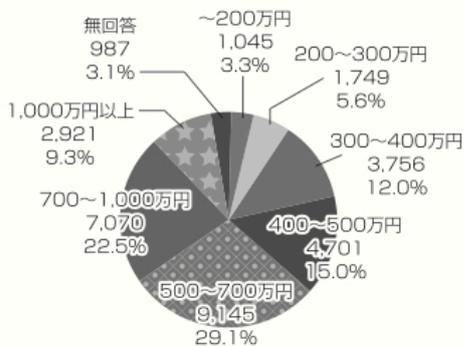
N=31,374

一人っ子の世帯が66.3%を占め、3人以上の子のいる世帯は約3%である。

世帯の年収

世帯の年収をお伺いします。

25年度と20年度の比較



N=31,374

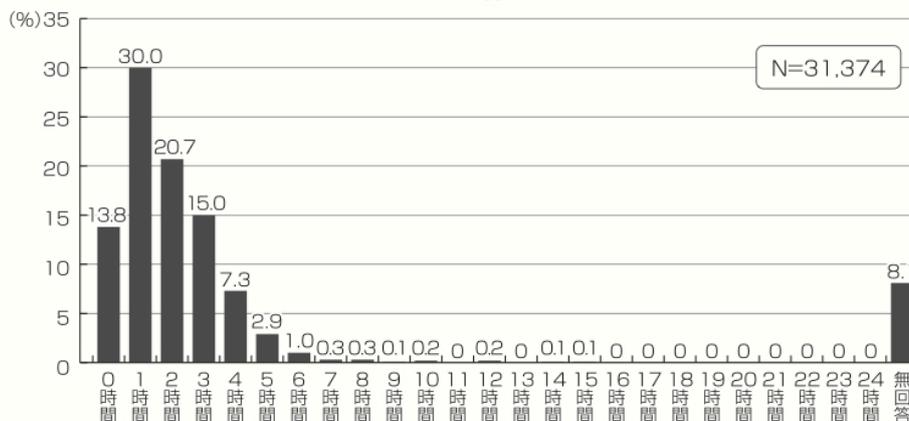
■ 25年度調査(N=31,374) ■ 20年度調査(N=4,866)

年収500万円以上が60.9%を占める。5年前と比べると300万円以下の所得の低い世帯の割合が増えている。

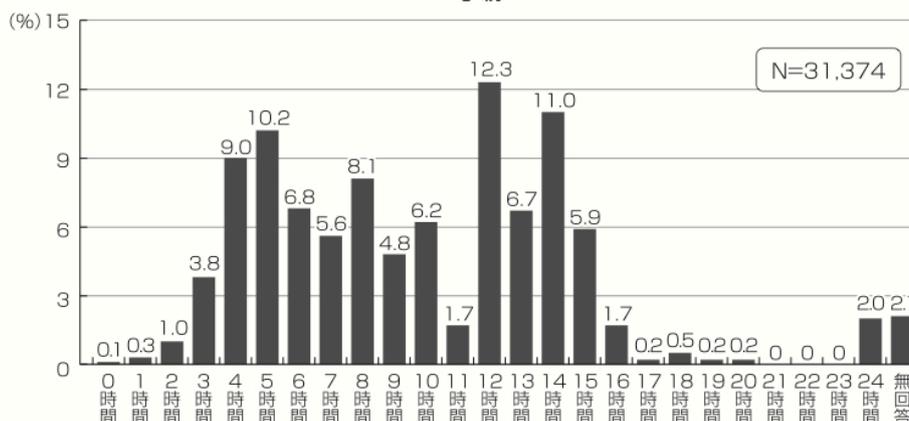
子どもと過ごす時間

平日、子どもが起きている間に、子どもと一緒に過ごす時間は何時間くらいですか。

<父親>



<母親>



子どもと一緒に過ごす時間(父親)―就労状況別

		合計	0時間	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間以上	無回答
全体		31,374	13.8	30.0	20.7	15.0	7.3	5.1	8.1
就労状況 (5区分)	共働き(フルタイム)	8,711	11.9	31.0	22.2	16.8	9.2	5.1	3.8
	共働き(パートタイム)	4,079	12.7	29.2	22.0	16.5	8.0	6.4	5.1
	片働き(専業主婦)	16,549	15.9	32.3	21.1	14.7	6.5	4.5	5.1
	片働き(専業主夫)	123	9.8	8.9	9.8	13.8	10.6	42.3	4.9
	その他	1,912	6.6	9.4	7.8	6.2	4.5	5.5	60.0

子どもと一緒に過ごす時間(母親)―就労状況別

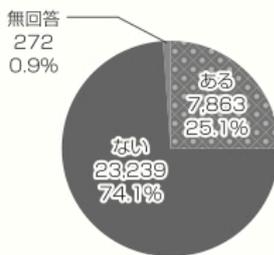
		合計	0時間	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間	15時間以上	無回答
全体		31,374	0.1	0.3	1.0	3.8	9.0	10.2	6.8	5.6	8.1	4.8	6.2	1.7	12.3	6.7	11.0	10.6	2.1
就労状況 (5区分)	共働き(フルタイム)	8,711	0.1	0.7	2.4	10.2	23.9	22.9	9.8	3.8	2.4	0.9	3.0	0.7	6.1	2.3	4.3	4.8	1.7
	共働き(パートタイム)	4,079	0.1	0.4	0.9	2.7	9.5	17.7	17.0	11.9	9.8	4.4	4.6	0.9	5.0	2.8	5.0	5.5	1.9
	片働き(専業主婦)	16,549	0	0.1	0.1	0.2	0.4	0.7	2.2	5.1	11.0	7.1	8.5	2.6	17.8	10.3	16.7	15.3	1.8
	片働き(専業主夫)	123	0	1.6	7.3	11.4	13.8	23.6	13.0	5.7	5.7	0	4.1	0	5.7	0.8	2.4	3.3	1.6
	その他	1,912	0.4	0.8	2.2	7.5	13.3	16.9	9.6	4.9	5.1	3.7	4.3	0.9	8.2	3.6	6.1	6.9	5.8

注)網がケガは表側項目の最大値を示す

父親が子どもと過ごす時間は1時間が30.0%と最も多く、0時間から1時間までで43.8%。
母親が子どもと過ごす時間は、12時間が12.3%と最も多く、専業主婦の割合が高い。
母親が働いている場合は5時間前後の割合が高い。

赤ちゃんの世話の経験

はじめてのお子さんが生まれる前に、赤ちゃんのお世話をしたことがありますか。



N=31,374

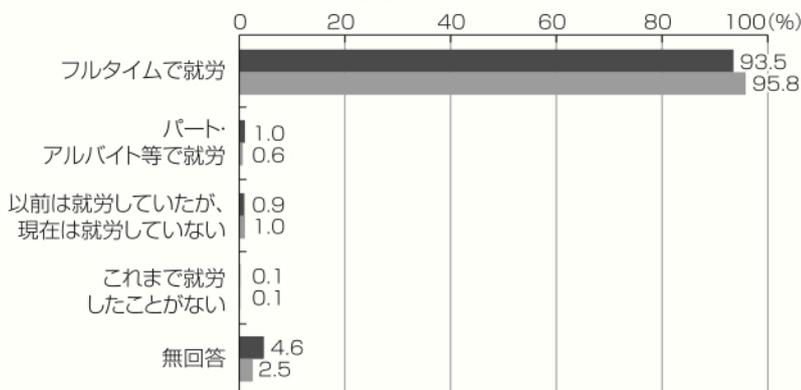
はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をしたことがない人が74.1%。

父親・母親の就労状況 (25年度と20年度の比較)

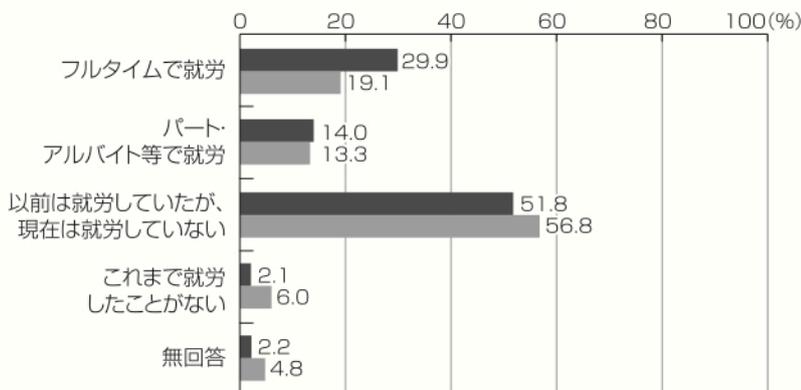
父親・母親の就労状況(自営業及びその家族従事者含む)をお伺いします

■ 25年度調査(N=31,374) ■ 20年度調査(N=4,866)

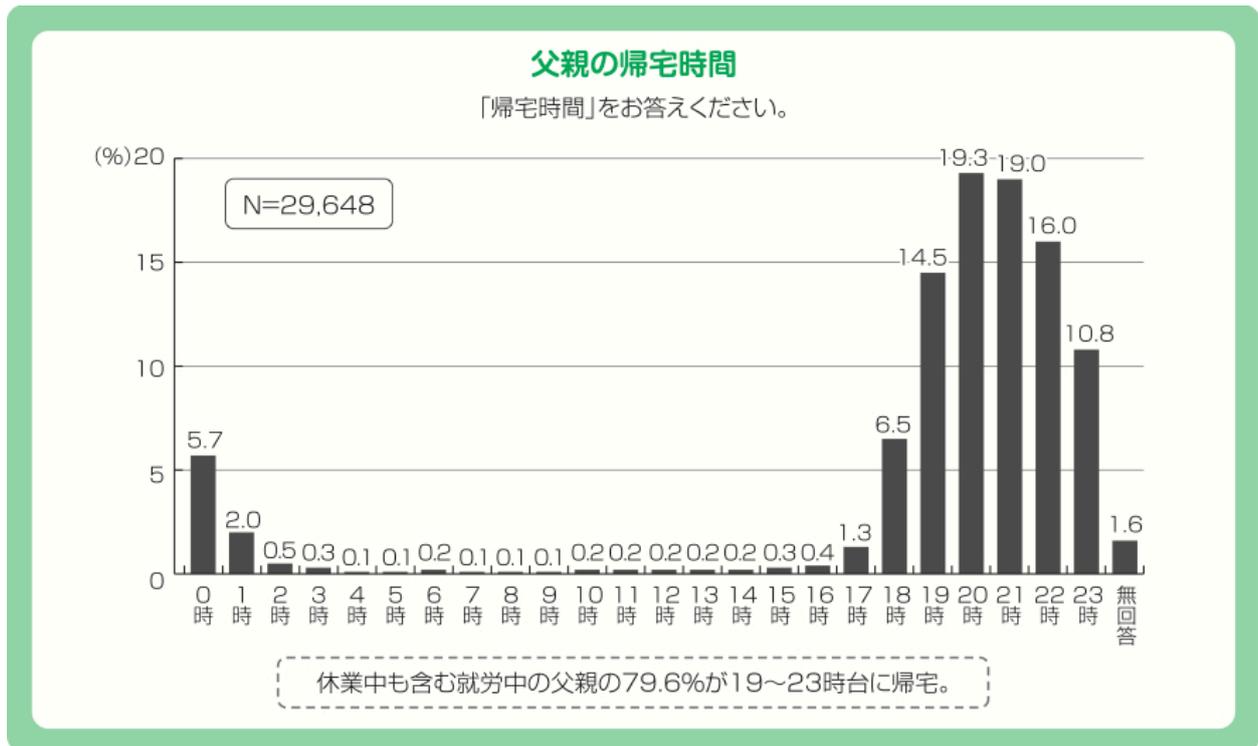
父親の就労状況—5年前との比較



母親の就労状況—5年前との比較



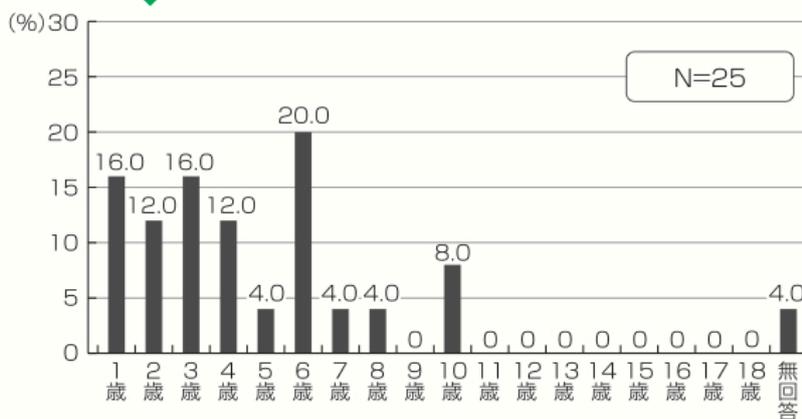
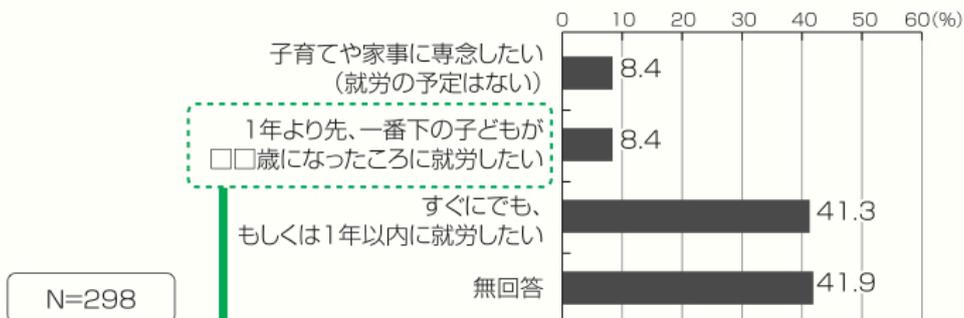
5年前と比べると、父親はフルタイムでの就労が95.8%→93.5%と2.3ポイント減少、母親はフルタイムの就労が19.1%→29.9%と10.8ポイント増加し、「以前は就労していたが現在は就労していない」が56.8%→51.8%と5.0ポイント、「就労したことがない」が6.0%→2.1%と3.9ポイント減少。



未就労者の就労希望

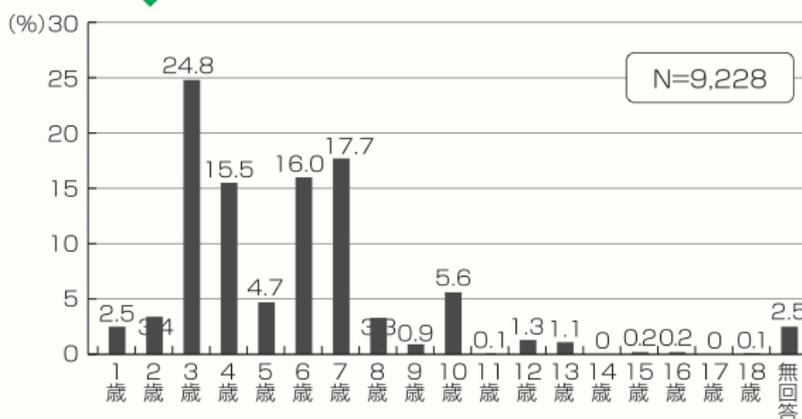
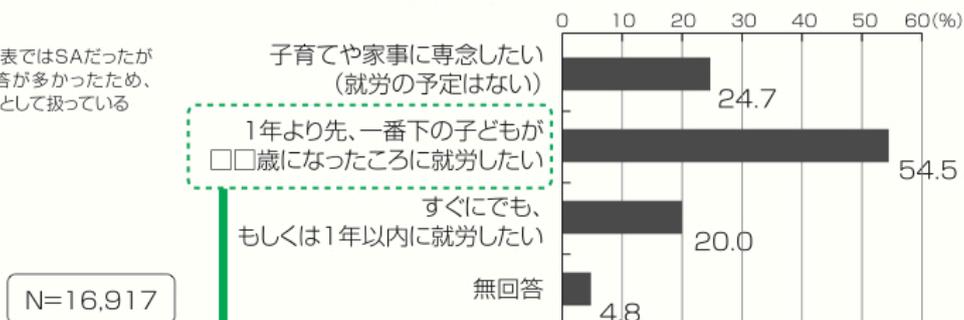
「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」に○をつけた方にお伺いします。
就労したいという希望はありますか。

父親 就労希望



母親 就労希望

注) 調査表ではSAだったが複数回答が多かったため、MA回答として扱っている



希望する就労形態

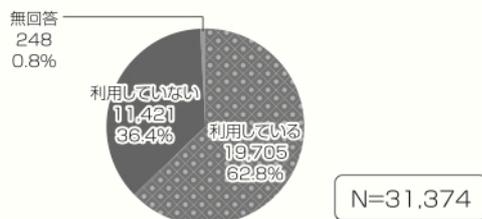


現在就労をしていない母親の24.7%は「子育てや家事に専念したい」と回答。「1年より先に就労を希望する」と回答した54.5%のうちの「1番下の子どもが3歳のころまでに就労希望」が24.8%、「6～7歳のころまで」が33.7%。

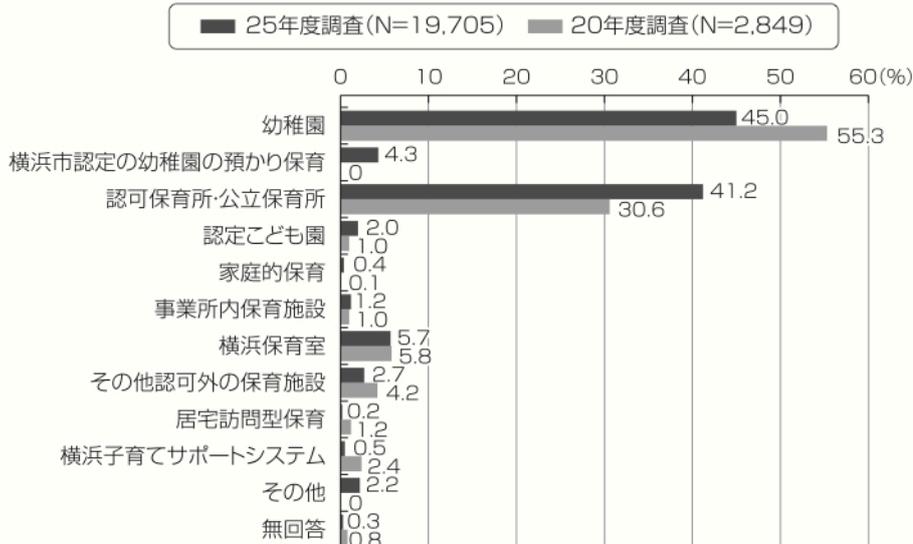
現在就労していない母親53.9%のうち、就労したいと回答したのは74.5%で、そのうち希望する就労形態について、パートタイム・アルバイト希望28.5%は、フルタイム希望6.8%の約4倍。

日中の定期的な教育・保育事業の利用状況

あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「日中の定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。



「日中の定期的な教育・保育の事業」の利用 (25年度と20年度の比較)

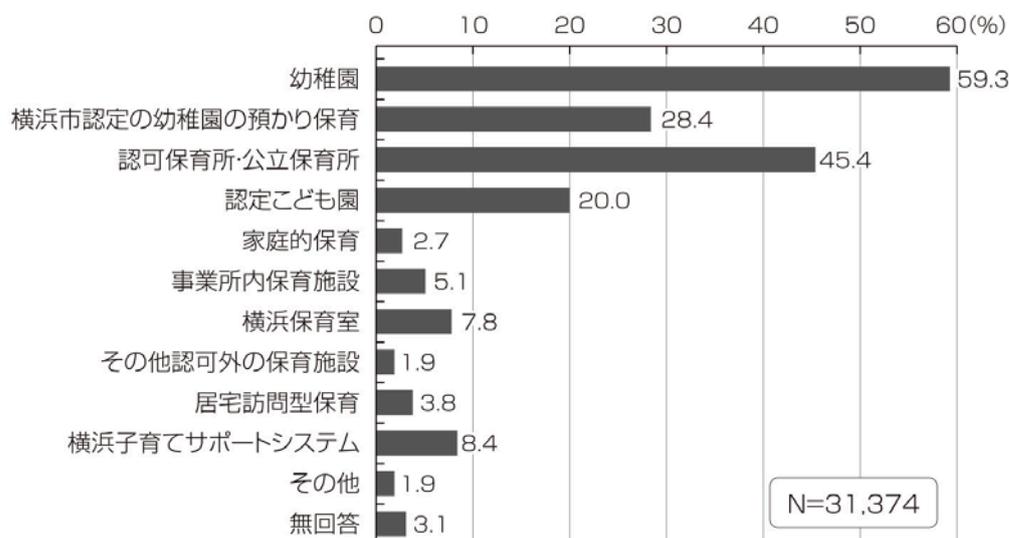


※5年前調査は不定期利用の場合も含む

「日中の定期的な教育・保育の事業」の利用は62.8%。そのうち幼稚園利用が45.0%、幼稚園の預かり保育利用が4.3%、認可保育所・公立保育所41.2%、認定こども園2.0%。5年前と比べると幼稚園の利用が55.3%から45.0%と10.3ポイント減少し、認可保育所・公立保育所の利用が30.6%→41.2%と10.6ポイント増加。

平日の日中に定期的に利用したい教育・保育事業

現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の日中の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。



定期的に利用したい事業は、「幼稚園」が59.3%、「認可保育所・公立保育所」が45.4%、「横浜市認定の幼稚園の預かり保育」が28.4%、「認定こども園」が20.0%となっており、回答者の95%が何らかの教育・保育事業を利用したいと考えている。

妊娠中や出産後に重要なサポート

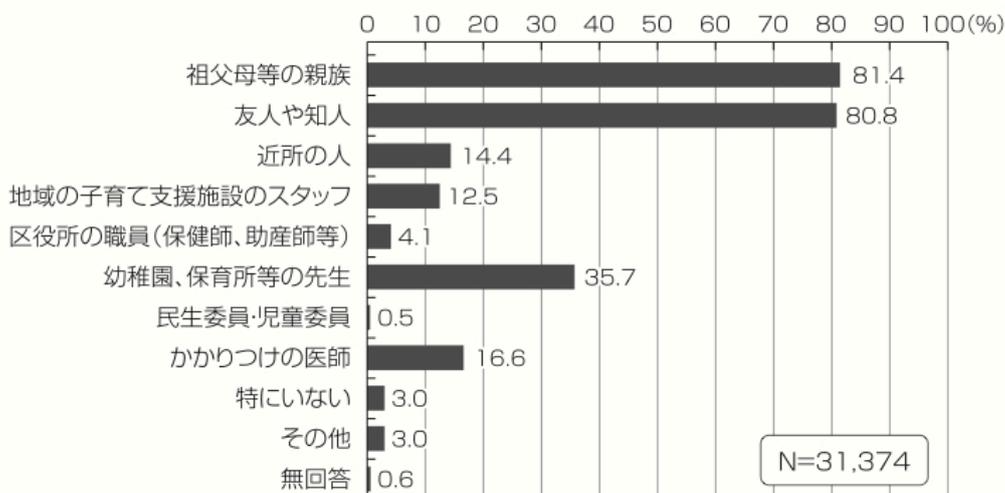
妊娠中や出産後に重要なサポートとはどのようなものだと思いますか。



妊娠中や出産後に重要なサポートは「赤ちゃんの育児相談」が60.5%と最も多く、次いで「子育て中の人同士の交流」が46.8%、「母親の健康面の相談」が40.5%。

子育て（教育を含む）について気軽に相談できる人

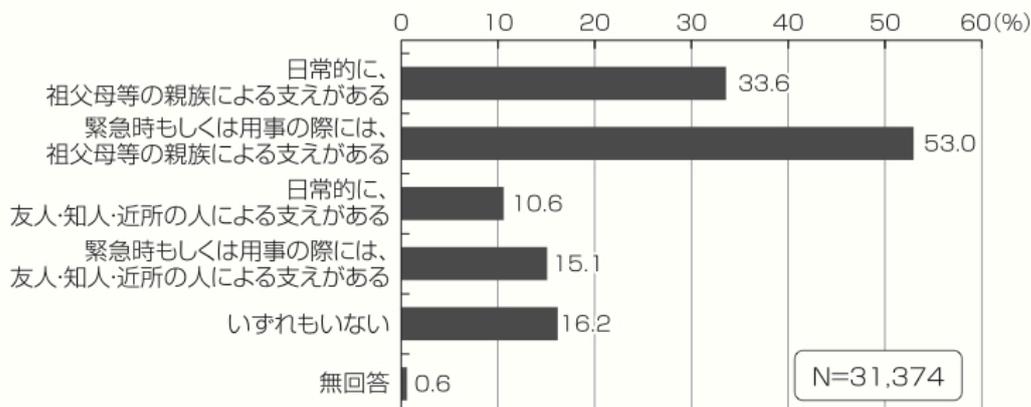
現在、お子さんの子育て（教育を含む）について、気軽に相談できる人はだれですか。



子育て（教育を含む）について、気軽に相談できる人は「祖父母等の親族」81.4%と「友人や知人」80.8%が多く、次いで、「幼稚園、保育園等の先生」が35.7%。

子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）の有無

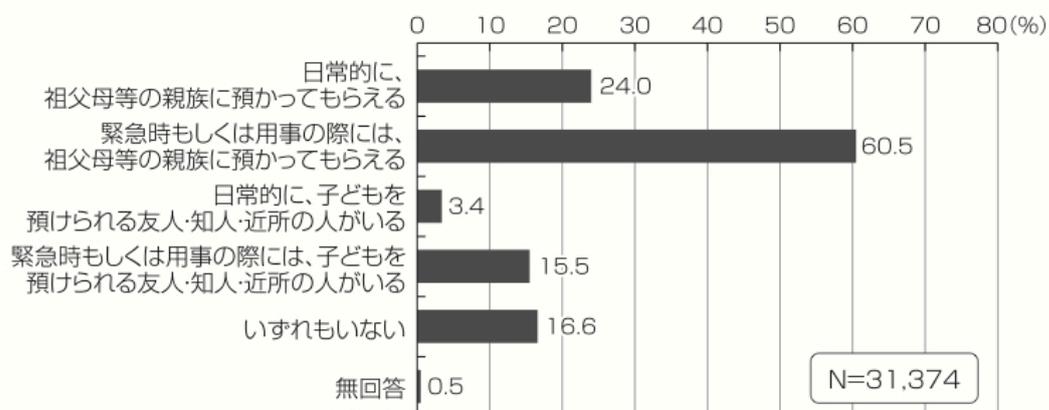
現在、子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）がありますか。



子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）は、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族による支えがある」が53.0%と、もっとも多く、次いで、「日常的に祖父母等の親族による支えがある」が33.6%。「いずれもない」は16.2%。

子どもを預かってもらえる親族・知人の存在

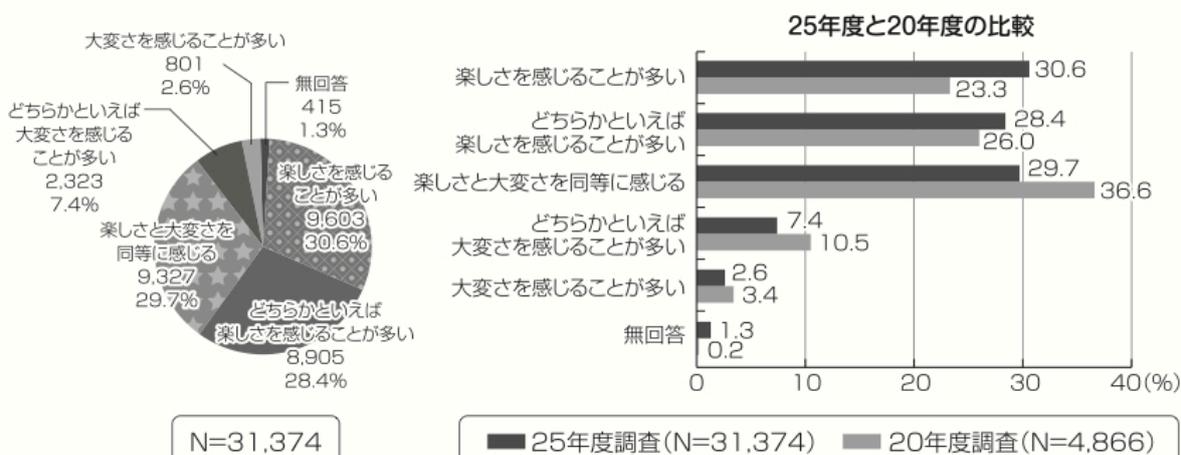
現在、あて名のお子さんを預かってもらえる親族・知人はいますか。



「緊急時、もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」が60.5%。
 「緊急時、もしくは用事の際には、子供を預けられる友人・知人・近所の人がいる」が15.5%。

楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いか

現在、子育てをしていて、楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いですか。

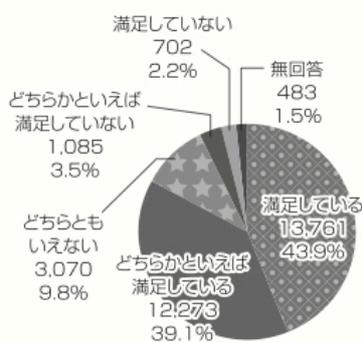


現在、子育てをしていて「楽しさを感じる人が多い」と「どちらかといえば楽しさを感じる人が多い」を合わせると59.0%。

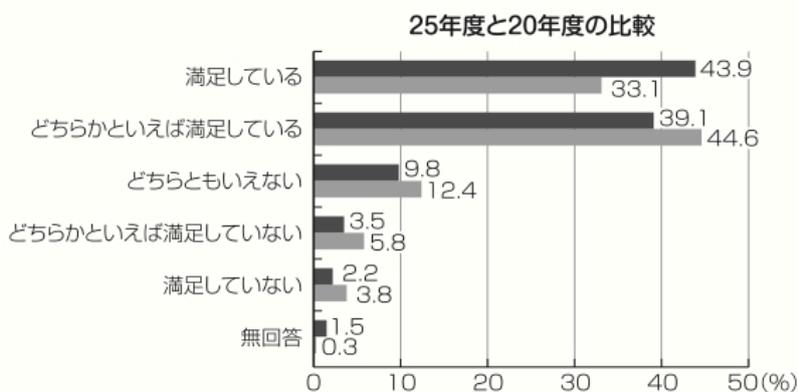
5年前と比べて、「楽しさを感じる人が多い」と感じる人が23.3%から30.6%と増えている。

子どもを育てている現在の生活の満足度

子どもを育てている現在の生活に満足していますか。



N=31,374



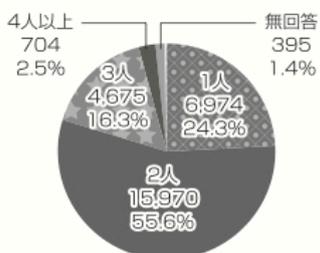
■ 25年度調査 (N=31,374) ■ 20年度調査 (N=4,866)

子どもを育てている現在の生活に「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせると83.0%。5年前と比べて、「満足している」人が33.1%から43.9%と増えている。

【小学生調査】

子どもの人数

あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。

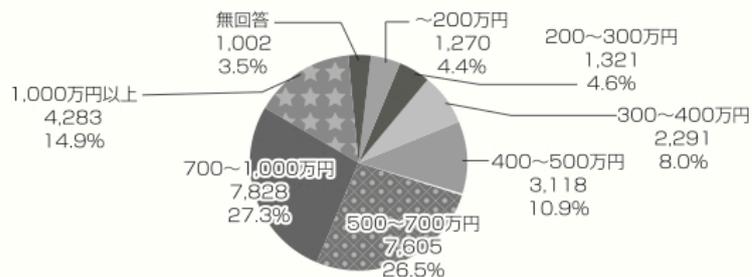


N=28,718

2人の世帯が55.6%を占め、一人っ子は24.3%、3人以上の子のいる世帯は18.8%である。

世帯の年収

世帯の年収をお伺いします。

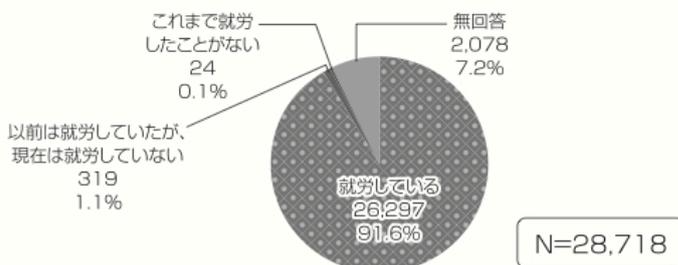


N=28,718

年収500万円以上が68.7%を占める一方、300万円以下が9.0%みられる。

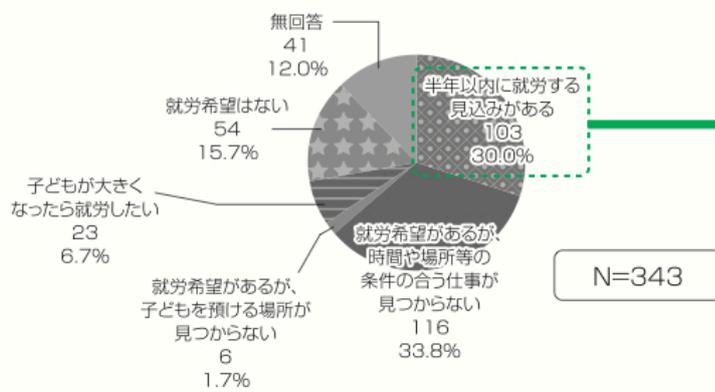
父親の就労状況

父親の就労状況(自営業及びその家族従事者含む)をお伺いします

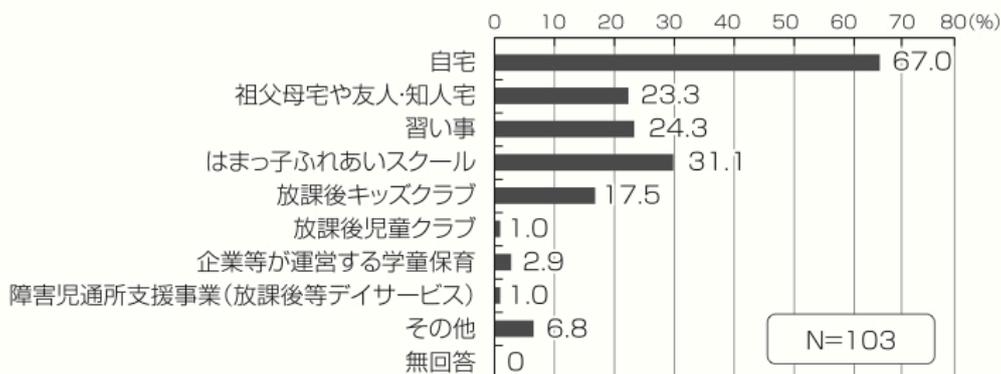


就労希望

「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」方にお伺いします。
就労希望または就労見込みはありますか



仕事を始めた後、あて名のお子さんは放課後の時間をどのような場所で過ごしますか。



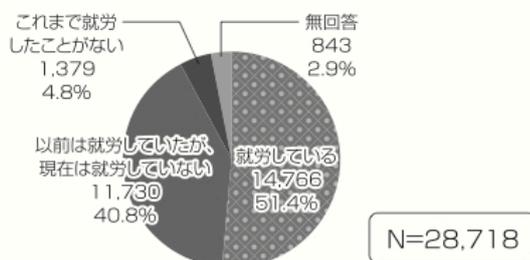
「以前は就労していたが、現在は就労していない」と答えたのは父親の1.1%。

現在、就労していない父親で、「半年以内に就労する見込みがある」が30.0%「就労希望があるが、時間や場所等の条件の合う仕事が見つからない」が33.8%。「就労希望はない」は15.7%。

仕事を始めた後、お子さんの放課後の時間を過ごす場所は「自宅」が67.0%、次いで「はまっ子ふれあいスクール」が31.1%、「習い事」が24.3%、「祖父母や友人・知人の家宅」が23.3%、「放課後キッズクラブ」は17.5%、「放課後児童クラブ」は1.0%。

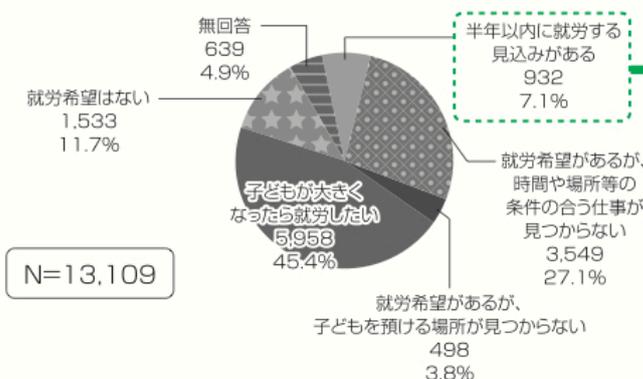
母親の就労状況

母親の就労状況(自営業及びその家族従事者含む)をお伺いします

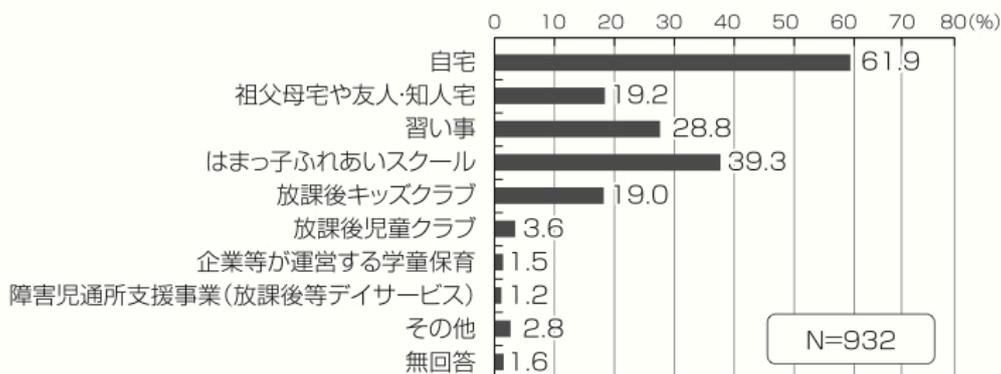


就労希望

「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」方にお伺いします。
就労希望または就労見込みはありますか



仕事を始めた後、あて名のお子さんは放課後の時間をどのような場所で過ごしますか。



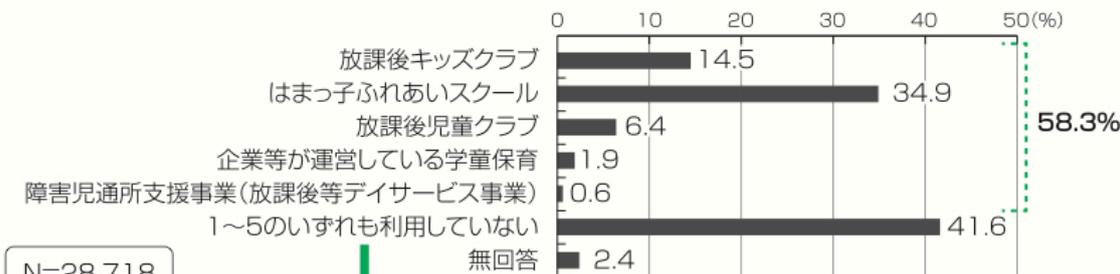
「以前は就労していたが、現在は就労していない」と答えたのは母親の40.8%。

現在、就労していない母親の83.4%が就労希望または就労見込みがあり、「就労希望がない」は11.7%。

仕事を始めた後、お子さんの放課後の時間を過ごす場所は「自宅」が61.9%、次いで「はまっ子ふれあいスクール」が39.3%、「習い事」が28.8%、「祖父母や友人・知人の家宅」が19.2%、「放課後キッズクラブ」は19.0%、「放課後児童クラブ」は3.6%。

放課後事業の利用

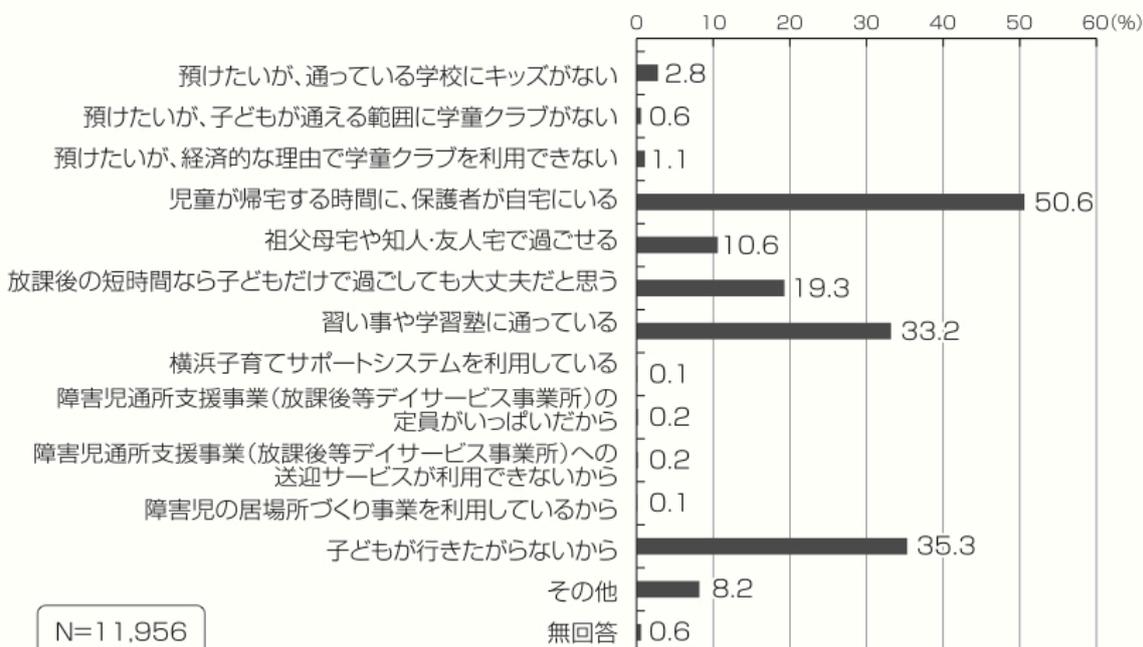
次の放課後事業を利用していますか。(あてはまるものすべてに○)



N=28,718

「いずれも利用していない」を選ばれた方に伺います。

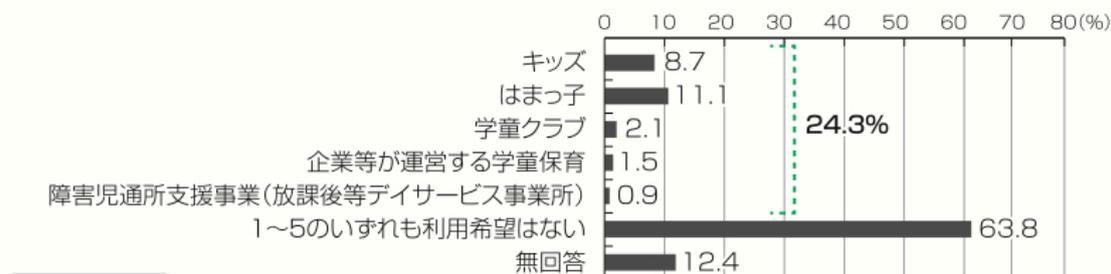
① これらの事業を利用しない理由は以下のうちどれですか(2つまで○)



N=11,956

「いずれも利用していない」を選ばれた方に伺います。

② 現在は利用していないが、利用したい事業があれば、主な事業1つに○をしてください。



N=11,956

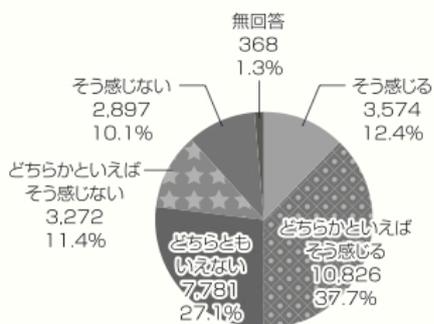
注)調査票ではSAだったが、複数回答が多かったためMAとして扱っている

放課後事業の利用は58.3%、利用していない人の利用していない理由は、「児童が帰宅する時間に保護者が自宅にいる」が50.6%でもっとも多く、次いで「子どもが行きたがらないから」35.3%、「習い事や学習塾に通っている」33.2%。

利用したい事業は、「はまっ子」が11.1%、「キッズ」が8.7%などとなっており、5つの放課後事業の合計が24.3%。

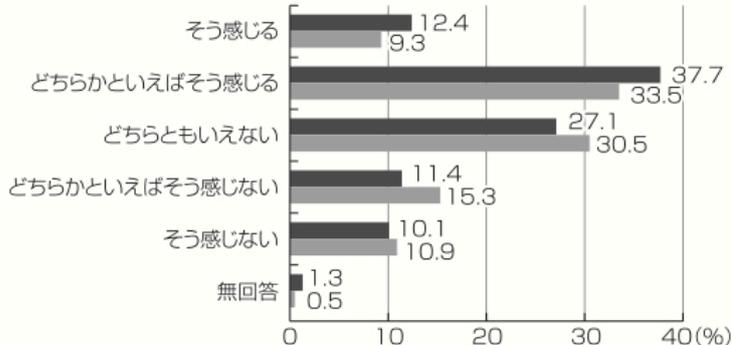
地域社会からの見守り

子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じますか。



N=28,718

25年度と20年度の比較

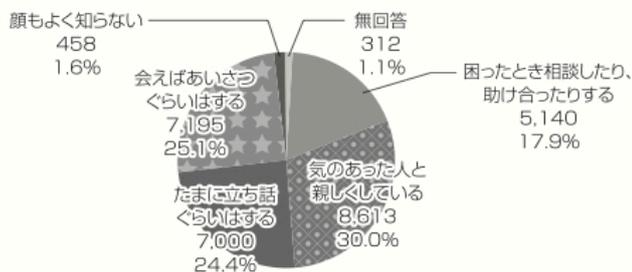


■ 25年度調査(N=28,718) ■ 20年度調査(N=4,047)

子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じている人は「そう感じる」と「どちらかといえばそう感じる」を合わせて50.1%。20年度(42.8%)と比べて増えている。

近所とのつきあい方

普段、近所の人とどのようなつきあい方をしていますか。

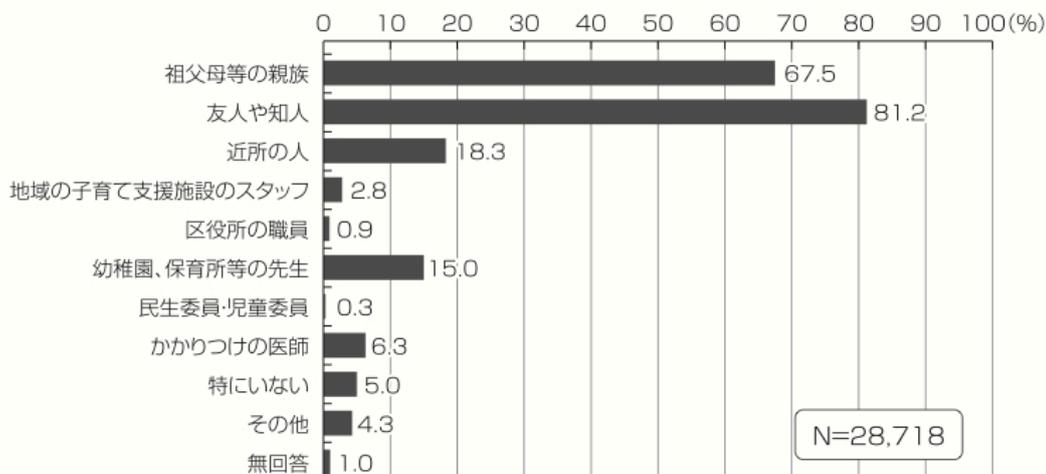


N=28,718

近所の人とのつき合い方は、「気のあった人と親しくしている」が30.0%でもっとも多く、次いで「会えばあいさつぐらいはする」が25.1%、「たまに立ち話ぐらいはする」が24.4%、「困ったとき相談したり助け合ったりする」が17.9%。

子育てについて、気軽に相談できる人

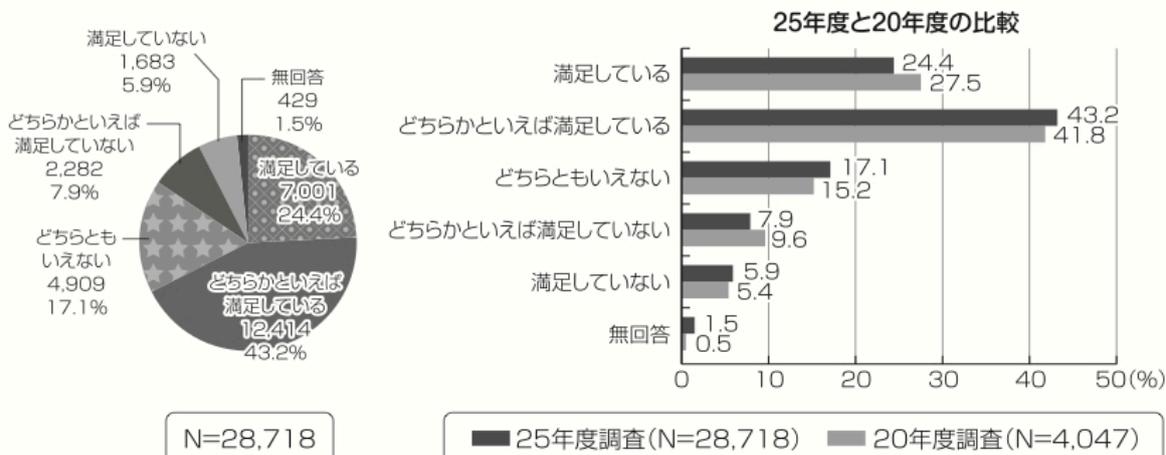
子育てについて、気軽に相談できる人はどなたですか。



子育てについて、気軽に相談できる人は、「友人や知人」が81.2%でもっとも多く、次いで「祖父母等の親族」が67.5%、「近所の人」が18.3%、「幼稚園・保育所等の先生」が15.0%。

生活の満足度

あなたは、子どもを育てている現在の生活に満足していますか。



子どもを育てている現在の生活の満足度は、満足している（満足している+どちらかといえば満足している）が67.6%、20年度（69.3%）と比較しても大きい変化はみられない。

2 計画策定の経過

(1) 横浜市子ども・子育て会議での検討

ア 構成

子ども・子育て支援法第77条に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定等について審議するため、本市では、平成25年4月1日に「横浜市子ども・子育て会議条例」を制定し、「横浜市子ども・子育て会議」を設置しています。また、同年9月には、特定の分野を専門的に調査審議するため、子育て部会、保育・教育部会、放課後部会の3つの部会を設置し、検討を進めてきました。



イ 各部会の主な所掌事項

(平成27年3月時点)

部会	主な所掌事項
子育て部会	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画における必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援に関する事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ■事業計画における任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項 ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 等

部会	主な所掌事項
保育・教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画における必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所） ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） ・ 利用者支援に関する事業 ・ 時間外保育事業 ・ 一時預かり事業 ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 ■ 事業計画における任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ■ 認定こども園に関すること ■ 確認制度に関する運営基準に関すること ■ 保育の必要性に係る「認定」に関する事項 ■ 給付及び利用者負担に関すること 等
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画における必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業 ■ 事業計画における任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後施策に関連する事業 等

ウ 委員一覧（平成27年3月時点）

(7) 横浜市子ども・子育て会議

（敬称略・50音順）

	所属・役職等	委員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	あいはら かずゆき 相原 和行	
2	横浜市放課後子どもプラン推進委員会 委員長	あかし よういち 明石 要一	副委員長
3	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	おおた けいぞう 太田 恵蔵	
4	横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長	おおの いさお 大野 功	
5	恵泉女学園大学大学院 教授	おおひなた まさみ 大日向 雅美	委員長
6	横浜商工会議所 女性会 会長	かわはら たかこ 河原 隆子	
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	きもと しげる 木元 茂	
8	横浜市小学校長会 副会長	さいとう ともあつ 斎藤 有厚	
9	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	さの けんいち 佐野 健一	
10	関東学院大学人間環境学部人間発達学科 教授	つちや こ 土谷 みち子	
11	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	つちやま ゆみ 土山 由己	
12	特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	はしもと こ 橋本 ミチ子	
13	東京家政大学家政学部児童学科 教授	ますだ まゆみ 増田 まゆみ	
14	よこはま一人子育てフォーラム 世話人	まつおか よしこ 松岡 美子	
15	市民委員	みのだ まさし 蓑田 雅	
16	市民委員	もり ゆみこ 森 祐美子	
17	横浜地域連合 副議長	やない けんいち 柳井 健一	
18	横浜市主任児童委員連絡会 代表	やなだ りえこ 梁田 理恵子	
19	よこはま南部ユースプラザ 施設長	わたなべ かつみ 渡辺 克美	

(4) 部会

（敬称略・50音順）

<子育て部会>

	所属・役職等	委員	備考
1	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	おおた けいぞう 太田 恵蔵	職務代理者
2	横浜商工会議所 女性会 会長	かわはら たかこ 河原 隆子	
3	関東学院大学人間環境学部人間発達学科 教授	つちや こ 土谷 みち子	部会長
4	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	つちやま ゆみ 土山 由己	
5	よこはま一人子育てフォーラム 世話人	まつおか よしこ 松岡 美子	
6	市民委員	みのだ まさし 蓑田 雅	
7	市民委員	もり ゆみこ 森 祐美子	
8	横浜地域連合 副議長	やない けんいち 柳井 健一	

【参考資料】

9	よこはま南部ユースプラザ 施設長	わたなべ 渡辺	かつみ 克美	
10	神奈川県立こども医療センター母子保健局地域保健推進部長	おおやま 大山	まきこ 牧子	臨時委員
11	情緒障害児短期治療施設 横浜いずみ学園 園長	たかだ 高田	おさむ 治	臨時委員

＜保育・教育部会＞

所属・役職等		委員		備考
1	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	きもと 木元	しげる 茂	
2	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	きの 佐野	けんいち 健一	
3	東京家政大学家政学部児童学科 教授	ますだ 増田	まゆみ まゆみ	部会長
4	國學院大学 人間開発学部 子ども支援学科 教授	かみなが 神長	みつこ 美津子	臨時委員
5	横浜市PTA連絡協議会 副会長	かめさわ 亀澤	よしこ 好子	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	きくち 菊池	ともこ 朋子	臨時委員
7	学校法人秋草学園 秋草学園短期大学 地域保育学科 教授	きしい 岸井	けいこ 慶子	臨時委員
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	てんみょう 天明	みほ 美穂	臨時委員
	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	はせやま 長谷山	けいこ 景子	臨時委員
9	東洋英和女学院大学 准教授	やまもと 山本	まみ 真実	職務代理者 臨時委員
10	子どもの未来サポートオフィス 代表	よねだ 米田	さちこ 佐知子	臨時委員

＜放課後部会＞

所属・役職等		委員		備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	あいはら 相原	かずゆき 和行	
2	横浜市放課後子どもプラン推進委員会 委員長	あかし 明石	よういち 要一	部会長
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長	おおの 大野	いさお 功	
4	横浜市小学校長会 副会長	さいとう 齋藤	ともあつ 有厚	
5	特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	はしもと 橋本	こ ミチ子	職務代理者
6	横浜市主任児童委員連絡会 代表	やなだ 梁田	りえこ 理恵子	
7	横浜市子ども会連絡協議会 副会長	くどう 工藤	はるじ 春治	臨時委員
8	横浜市こども青少年局放課後児童育成課巡回相談員	ながい 永井	まりこ 万里子	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	もり 森	かよこ 佳代子	臨時委員
10	横浜市教育委員会事務局指導主事	やまて 山手	ひでき 英樹	臨時委員

エ 開催状況（平成 27 年 3 月時点）

(7) 横浜市子ども・子育て会議

	日程	議題
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 5 月 15 日	○子ども・子育て支援制度について ○横浜市子ども・子育て会議の進め方について 等
第 2 回	平成 25 年 9 月 24 日	○事業計画の策定について ○部会の設置について ○市民委員について
第 3 回	平成 26 年 3 月 18 日	○部会における検討状況報告 ○事業計画の素案骨子（案）について 等
平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 6 月 17 日	○各種基準案に対する意見書のとりまとめについて ○部会における検討状況報告 等
第 2 回	平成 26 年 8 月 8 日	○事業計画関連について ○利用者負担関連について ○各種基準条例関連について
第 3 回	平成 26 年 10 月 16 日	○子ども・子育て支援事業計画関連（確保方策、素案）について ○部会における検討状況報告 等
第 4 回	平成 27 年 1 月 6 日	○横浜市子ども・子育て支援事業計画原案（案）について ○部会における検討状況報告 等
第 5 回	平成 27 年 3 月 25 日	○幼保連携型認定こども園の認可について ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について 等

(4) 部会

<子育て部会>

	日程	議題
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 10 月 31 日	○子育て部会の運営、主な所掌事項について ○事業計画に記載する事業・取組について ○ニーズ調査の結果について 等
第 2 回	平成 25 年 12 月 19 日	○事業計画に記載する事業・取組について 等
第 3 回	平成 26 年 2 月 28 日	○事業計画に記載する事業・取組について ○地域子ども・子育て支援事業の見込み量について 等
第 4 回	平成 26 年 3 月 6 日	○地域子ども・子育て支援事業の見込み量について 等
平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 7 月 8 日	○地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について 等
第 2 回	平成 26 年 7 月 11 日	○地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について 等
第 3 回	平成 26 年 8 月 1 日	○地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について 等
第 4 回	平成 26 年 9 月 30 日	○地域子ども・子育て支援事業の確保方策について ○横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の素案（案）について 等
第 5 回	平成 26 年 12 月 22 日	○横浜市子ども・子育て支援事業計画原案（案）について ○地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策について 等

<保育・教育部会>

	日程	議題
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 12 月 12 日	○横浜市子ども・子育て会議の検討内容とスケジュールについて ○横浜市の保育施策と幼児教育施策について ○保育・教育部会の所管する地域子ども・子育て支援事業に関する現状と課題について 等
第 2 回	平成 26 年 2 月 24 日	○教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業にかかる事業計画について ○認可・確認等に関する基準について 等
第 3 回	平成 26 年 3 月 7 日	○教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業にかかる事業計画について
第 4 回	平成 26 年 3 月 10 日	○認可・確認等に関する基準について 等

【参考資料】

平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 4 月 22 日	○本市の認定こども園における取組について(運営法人による説明) ○本市における認定こども園の方向性について
第 2 回	平成 26 年 5 月 9 日	○幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(案)について等
第 3 回	平成 26 年 5 月 27 日	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)について ○保育の必要性の認定を行うための基準(案)について 等
第 4 回	平成 26 年 6 月 19 日	○認定こども園の方向性について ○保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○利用者負担について 等
第 5 回	平成 26 年 7 月 18 日	○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○利用者負担について 等
第 6 回	平成 26 年 7 月 31 日	○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○利用者負担について ○「横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の素案について 等
第 7 回	平成 26 年 9 月 3 日	○保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○「横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の素案について 等
第 8 回	平成 26 年 9 月 25 日	○保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○「横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の素案について 等
第 9 回	平成 26 年 12 月 2 日	○本市における認定こども園の方向性について ○3 類型の認定こども園の認定基準案について 等
第 10 回	平成 26 年 12 月 22 日	○本市における認定こども園の方向性について ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○横浜市子ども・子育て支援事業計画について 等
第 11 回	平成 27 年 3 月 19 日	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

<放課後部会>

	日程	議題
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 10 月 31 日	○放課後部会の運営、主な所掌事項について ○事業計画に記載する事業・取組について ○ニーズ調査の結果について 等
第 2 回	平成 25 年 12 月 26 日	○ニーズ調査結果報告書(案)について 等
第 3 回	平成 26 年 3 月 3 日	○放課後児童健全育成事業の見込量算定方法について 等
平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 5 月 8 日	○放課後部会の検討事項、スケジュールについて ○放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準省令について 等
第 2 回	平成 26 年 6 月 4 日	○横浜市放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準条例の概要について 等
第 3 回	平成 26 年 7 月 10 日	○事業計画の素案について ○事業計画の量の見込みに対する確保方策について
第 4 回	平成 26 年 7 月 30 日	○事業計画の素案について ○事業計画の量の見込みに対する確保方策について
第 5 回	平成 26 年 9 月 10 日	○横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)の素案(案)について等
第 6 回	平成 26 年 12 月 24 日	○横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)について 等
第 7 回	平成 27 年 3 月 30 日	○横浜市子ども・子育て支援事業計画について ○平成 27 年度放課後児童育成施策について 等

(2) 市民意見交換会の開催

ア 開催概要

(7) 目的

事業計画の策定に向けて、より多くの機会を設けて市民の皆様から御意見をいただくため、市内全区で市民意見交換会を開催しました。

(イ) 時期

平成 26 年 5 月 15 日～7 月 29 日

(ウ) 内容

- 新制度の趣旨・概要や事業計画の素案骨子についての説明（30 分程度）
- 意見交換（60 分程度）

(エ) 参加者数

合計 484 人

イ 主なご意見

<計画全般に関すること>

- 子どもへの関わり方や他の保護者とのコミュニケーションの取り方などからは、何の課題もないように見える子育て家庭であっても、DVや虐待の恐れなどのリスクが高い家庭もある。新制度の計画づくりにおいても、虐待やDVなどは特別な家庭への対応と考えるのではなく、どの家庭にも起こりうることだということを念頭において、検討を進めてほしい。
- 子育ての大変さについて理解のない市民も多く、今なぜ子育て支援施策が必要なのか分からない市民も多い。多くの市民の理解を得られなければ、地域に開かれた子育てはできない。子育て支援者以外の市民にも広く啓発が必要である。

<保育・教育に関すること>

- フルタイムで働いているが、保育所に入るのに苦労した。計画を見ると、在宅で子育てしている人への支援も充実させるとあり、そのことも重要だと思うが、まずは本当に預ける必要のある人が預けられるようにしてほしい。
- フルタイム勤務者向けの保育所を増やすのではなく、多様な働き方に対応できる仕組みを考えてほしい。
- 子どもや親の多様性を認め、いろいろな保育の形態があってもよいのではないかと。
- あくまで家庭の先に幼稚園や保育所があるのであり、まずは家庭で子どもを育てるという視点が必要。
- 保育施設の数を増やすだけでなく、子どもにとって何が大切かを考えてほしい。

<学齢期の子どもに関すること>

- 未就学児への対応だけでなく、学齢期の子どもの居場所の充実についても考えるべき。
- はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換対象施設を選定する際は、地域ごとのニーズや地理的なバランスに配慮してほしい。
- 放課後施策として、放課後キッズクラブと放課後児童クラブの2本立てで進めていくということだが、保育料の格差がありすぎるので、不公平感がある。事業内容の違いがあるのは分かるが、もう少しこ

の格差をなくしてほしい。

- 「切れ目のない支援」というが実際には切れ目はたくさんある。施策が子どもの育ちによって途切れないようにしてほしい。局内の所管や区局での縦割り、また県と市でも縦割りがあある。施策分野で支援策を考えるのではなく、その地域で子どもを産み、育てるという視点で考えていくべき。

<障害のある子どもに関すること>

- 近年、軽度の知的障害のある子どもや知的な遅れのない発達障害のある子どもの増加を感じている。また、ひとり親家庭や国際的な家庭も増えている。これらの方々への手厚い支援を期待する。
- 障害のある子どもに対する理解を促進するために、障害のある子どもとその他の子どもと一緒に過ごせる場があるといいと思う。
- 学齢期の発達障害のある子どもの居場所が少なく、保護者が児童に付きっきりになり、負担が大きい状況である。
- 障害のある子ども自身への支援だけでなく、地域が障害についての理解を深められるように支援することも必要である。
- 障害のある子どもを保育する人材の育成については、時間がかかることだが、力を入れて取り組んでほしい。

<生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援に関すること>

- 母親たちには働かなければ社会から取り残されるという不安感があるようだ。このように「子どもへの支援」という切り口に光が当たっているところで、「子どもを育てるとはどういうことなのか」ということを子どもを産む前の世代から教える機会を設けることも必要である。
- 高校生の「赤ちゃん体験」は、将来子どもを持った時のことを考える機会になるとともに、自分が親にどのように育ててもらったかを振り返る、とてもいい機会である。

<地域における子育て支援に関すること>

- 子育てに関する悩みを誰に相談していいのか分からない人もいる。積極的に情報収集して、動ける人はいいが、それができない人は引きこもりがちになってしまう。妊婦の段階で子育て支援に関する情報を教えてほしい。
- 親と子のつどいの広場は外から様子が見えないと入りにくいと感じる人もいる。また、地域の人も保育所だと思っている人も多い。広場の数を増やしても、その情報が地域に行き届かなければ意味がない。
- 子育てサポートシステムの提供会員が少ない。地域には、自分の子どもが中学生になった母親など、実際には預かることができる人材がいるので、そのような人の参画を促すための周知が必要である。
- 昔は地域で預かる習慣があったが、今はそういう場がなく、母親が付きっきりで子どもを見て、泣かせないようにしている。そういった母親が一時的に子どもと離れてリフレッシュすることはとても大事なことである。
- 公助ばかりにお金が付いていて、自助・共助の活動の支援になるようなものがない。市民活動の支えとなるような仕組みづくりをお願いしたい。

○地域の中で子育てという言葉は簡単だが、子育て世代の親は地域への帰属意識が低いため、難しいと思う。保護者には子育て支援してもらうことばかりではなく、自分ができることをしていく意識を持ってもらいたいと思う。

○働く親への支援に偏っているように感じる。核家族化が進む中で、在宅で親と子だけで過ごす家庭で起こる育児に関するトラブルの相談に乗ることも多い。働いておらず、日中を親と子だけで過ごす家庭にも目を向けてほしい。

<ワーク・ライフ・バランスに関すること>

○0～3歳の子どものいる女性がフルタイムで働くことを前提とする制度ではなく、子育てと仕事が両立できるような制度を希望する。そうでなければ、自分の子どものおむつの替え方、赤ちゃんとの付き合い方が分からない親を増やしてしまうと思う。

○子育ては母親への負担が大きいため、仕事をする父親が子育てに参加できるよう、企業にも働きかけるべきだ。

(3) パブリックコメントの実施

ア 実施概要

(7) 実施期間

平成 26 年 11 月 8 日から 12 月 8 日まで

(イ) 周知方法

○素案冊子（約 800 部）及び概要版リーフレット（約 30,000 部）の配布

○市役所、区役所、各区社会福祉協議会、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、青少年活動拠点、地域ケアプラザ、区民活動支援センター、市立図書館等において配布、閲覧に供しました。

○関係団体への個別説明

町内会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、私立保育園園長会、幼稚園協会、地域子育て支援拠点、小学校・中学校長会、PTA 連絡協議会等へ、素案及びパブリックコメントの実施について説明を行いました。

○「子ども・子育て支援新制度フォーラム」の開催（11/8(土)）

パブリックコメントのスタートにあわせて、本市の子ども・青少年施策や計画素案へのご意見をいただく機会として、「子ども・子育て支援新制度フォーラム」を開催し、新制度や子ども・子育て支援に関する基調講演、パネルディスカッションを行いました（参加者 196 名）

○市ホームページ及び広報よこはま（11月号）への掲載等

イ 意見募集結果

市民の皆様から、276 通、2,401 件のご意見が寄せられました。

※SNS を活用したアンケート調査等により 1,562 人の市民の皆様からのご意見を取りまとめた御提出いただいたグループがあり、1 通、1,562 件として集計しています。

(7) 提出方法

提出方法	通数
郵送	112
FAX	38
Eメール	119
会議等	7
計	276

(イ) 年齢層別・男女別の意見数

年齢層	意見数		男女別	
			男性	女性
19歳以下	110	4.6%	40	70
20歳代	353	14.7%	8	345
30歳代	871	36.3%	43	828
40歳代	318	13.2%	44	274
50歳代	162	6.7%	15	147
60歳以上	78	3.2%	11	67
不明	509	21.2%	—	—
計	2,401	100.0%	161	1,731

(ウ) 施策体系別意見数

施策体系等		意見数	
計画全般		243	10.1%
横浜市の目指すべき姿と基本的な視点		8	0.3%
施策体系と事業・取組	基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	639	26.6%
	基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進	130	5.4%
	基本施策③ 障害児への支援	64	2.7%
	基本施策④ 若者の自立支援の充実	21	0.9%
	基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	306	12.7%
	基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実	297	12.4%
	基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	22	0.9%
	基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	40	1.7%
	基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちなぎりの推進	346	14.4%
保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策		14	0.6%
計画の推進体制		4	0.2%
その他		267	11.1%
合計		2,401	100%

(エ) 御意見への対応状況

施策体系等	意見数	
御意見を反映し、素案を修正したもの	80	3.3%
素案と同趣旨及び賛同いただいたもの	490	20.4%
計画推進の参考とさせていただくもの	1,576	65.6%
その他(計画との関係が見られないもの)	255	10.6%
合計	2,401	100%

(オ) 御意見を反映し、素案から修正した主な内容

<計画全般>

※下線部分が修正箇所

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>全体的に「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」と比べ「地域力」を活かして進めていこうというトーンが下がっているように感じられます。「それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切に」支援を実現するために、「地域力」を高めながら活かしていくことが必須であると考えます。</p>	<p>第2章に「地域力の創出・向上」の項目を追加 (P15～17)</p>	<p>オ 地域力の創出・向上</p> <p><u>地域のつながりの希薄化が言われている一方で、市民の地域や社会活動への参加意向は比較的高い状況であると言えます。市民意識調査では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人（「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計）は5割を超えており、中でも、「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身が取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。</u></p> <p><u>本市では、従来から、地域における子育て支援を「子育ては保護者だけでなく、社会や地域全体で行うものである」という考え方を基本に、施策・事業を推進してきました。子ども・青少年とその家庭が豊かな関わり合いを持てる場や機会を広げていくためには、地域に住むあらゆる世代、立場の人が、子ども・青少年や子育て家庭に関心を持ち、積極的かつ主体的に関わっていくことが重要です。地域における子育て支援の担い手を増やし、その連携を図ることによって、それぞれの情報やノウハウが共有・蓄積されるとともに、新たな活動が広がり、創出されるなど、地域力の向上につながります。</u></p> <p><u>具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点など既存の社会資源をはじめ、自治会町内会、連合町内会などの地縁団体、特定非営利活動法人（以下「NPO」といいます。）など子育て支援に関わる団体や支援者など、様々な担い手によって活発な活動が行われており、子育てを地域全体で支援する地域力の創出・向上に寄与しています。</u></p> <p><u>また、地域力は、近所の子どもに温かいまなざしを向けたり、地域の行事に行ってみたりするなど、日常のささいな行動からも紡ぎ出されます。</u></p> <p><u>今後も本市の地域力を生かした子ども・子育て支援の推進に向けて、一層取り組むことが求められています。</u></p>

＜目指すべき姿と基本的な視点＞

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>基本施策⑥の施策の目標・方向性の「【2】子育てをあたたく見守り、地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくりを進めます。」に、次世代育成、健全な地域社会という視点も盛り込んでほしいと思います。子育て支援は子育て家庭を助けるという意味ではなく、子ども・子育て支援法にあるように、「すべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」と同時に、全ての構成員が「未来を創る子ども」と共に過ごすことの喜びを享受するものであると思います。次の世代を育てることは、シニア世代にとっての発達課題であり、地域社会に子育て家庭を迎え入れることは、双方にとっての利益となるはずです。</p>	<p>第3章及び第4章の基本施策⑥に次世代育成に関する文章を追加（P31,84）</p>	<p>【第3章】 ◆子ども・青少年は、未来を創る力である 子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、様々な可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し、社会を担い、その次の世代を育む側へと移り、更に次の世代につながっていく…こうした連綿と続く営みにより未来は創られます。 その意味で、子ども・青少年の育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次世代を育み、横浜の未来を創ることにほかなりません。 <u>明るい未来が到来することを期して、私たちは、子ども・青少年の一人ひとりが大事にされ、健やかな育ちを等しく保障される社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。</u> ◆「子ども・青少年にとって」の視点を全ての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる 保護者や保育・教育をはじめ支援に関わる人だけでなく、全ての市民が未来を創る子ども・青少年に目を向け、「子ども・青少年にとって」の視点で、<u>彼らの育ちや学びをとらえ、自分にできることはないかを考えることが、地域で子ども・青少年を育てることにつながります。</u> 横浜で生まれた子どもたちが、地域の温かい関わりの中で豊かに育ち、その育ちが、<u>温かな地域・社会をつくる原動力となるようなまち「よこはま」の実現を目指します。</u> 【第4章 基本施策⑥】 ◆地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくり ○地域全体で子育て家庭を支えていくためには、地域の全ての住民に対して、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけ、関心を持ってもらい、具体的な行動を促していくことが必要です。 <u>子育て支援が必要なのは、単に保護者の負担や不安を軽減するためだけではなく、保護者がゆとりを持って子育てをすることが子ども自身の成長・発達に大きく影響するためです。やがて地域を支えていく次世代を共に育てるという視点での地域への働きかけが重要です。</u> ○子育ての支え合いの関係が地域の中で循環し、継続することも重要です。支えられる側の保護者が子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるように働きかけていくことが、<u>温かな地域をつくっていくことにつながります。</u></p>

<施策体系と事業・取組>

【基本施策②】学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>○学齢期になると保護者の話をまず受け止める場所がなく、いきなり学校や区役所に相談には行けないという声をよく聞きます。今後は「青少年の地域活動拠点」が地域における支援拠点の役割を担い、また地域子育て支援拠点とも連携し切れ目ない支援をつくっていくことが望まれます。</p> <p>○地域子育て支援拠点の対象年齢から外れてしまう小学生の親が気軽に相談できる場所がないと感じています。</p> <p>○学齢期以降、子育ての悩みを抱えて、相談する相手、場所を求めてさまよう親が多くなります。母一人で抱えることなく、つながれる場所があることを望みます。学校のスクールカウンセラーの制度は、先生に管理されているため、いくらプライバシーは保護されているとしても、信頼せず、相談できないと考える人も多からず。</p> <p>○第二子を連れて拠点を利用される方が、上の小学生の子どもの悩みを話すことが多いです。話は聞くものの、拠点は未就学児を主に対象としているため、就学児の相談先があった方が良いでしょう。</p>	<p>第4章の基本施策②に学齢期の相談窓口に関するコラムを追加 (P56)</p>	<p>【コラム】学齢期の子どもたちの心配事って、誰に相談したらいいの？どこに行ったらいいの？</p>
<p>○青少年地域活動拠点の実施場所は、現在、市内7か所。この5年で利用者数が約10万人も増えるのかどうか、疑問に思います。</p> <p>この素案を見る限り、乳幼児、学齢期への支援がメインに感じました。青年期の事業計画をもう少し具体的に出してほしいです。</p> <p>○青少年の地域活動拠点づくりについて、現状の5か所の取り組み状況が、区内の支援関係者にもほとんど知られていないという現状、児童館のない本市の実情を踏まえ、ただ設置数を増やすというのではなく、拠点が持つ機能や果たすべき役割について具体的に記載する必要があると考えます。</p> <p>○青少年の地域活動拠点について、どのような施設なのか、</p>	<p>第4章の基本施策②の「主な事業・取組」の「青少年の地域活動拠点づくり事業」に具体的な事業内容を追記 (P57)</p>	<p>○青少年の地域活動拠点づくり事業</p> <p><u>青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を民間ビルのスペースなどを活用して設置しています。</u></p> <p><u>今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。</u></p>

<p>記載内容では分かりにくいです。もっとイメージしやすく書いてもらえると良いです。 ○青少年の地域活動拠点づくり事業について、具体的な機能がわかりません。単独の建物が想定されているのか、何かの施設の中に入るイメージなのか、相談機関なのか、地域のどういう立場なのか詳細がわかりません。</p>		
<p>場所の提供だけでなく、地域の子どもの居場所には子どもたちを受け止める人がいなくてはならないと思います。人材の育成と継続させる工夫も必要です。それを、誰がどのように取り組むかも明確にすべきだと考えます。</p>	<p>第4章の基本施策②の「主な事業・取組」の「青少年育成に係る人材育成・活動推進」に具体的な事業内容を追記(P58)</p>	<p>○青少年育成に係る人材育成・活動推進 社会全体で子どもを育む取組を進めていくため、(公財)よこはまユースを中心に、<u>地域で青少年を支える方たちが主催する研修会への講師派遣や、「青少年の居場所づくり」をテーマに支援者同士の情報交換や意見交換を行うフォーラムの開催等を通じて、</u>青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図ります。</p>

【基本施策③】障害児への支援

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>○放課後等デイサービス事業所の拡充について、事業所間の連携を深めるとありますが、事業所間に留まらず、小学校や特別支援学校との連携も望まれます。 ○放課後等デイサービス事業所の拡充について、58か所を約5倍となる数値目標が本当に実現可能なのでしょうか。箇所数が達成したとしても、担い手の質はどう確保されるのか疑問です。事業所での受け入れの充実化は大事ですが、その子が、学校(のなかでも特別支援教室や養護学校などのような地域の仲間と離れた場所)と放課後等デイサービス事業所との往復で、学齢期をずっと過ごすならば、誰が地域の中でその子とつながれるのでしょうか。青年期、自立期に地域へ出ようとしたときに、誰も地域の中でその子知らないというような状態にならないような取組にしなければなりません。</p>	<p>第4章の基本施策③の「主な事業・取組」の「放課後等デイサービス事業所の拡充」に関係機関との連携及び質の向上について追記(P66)</p>	<p>○放課後等デイサービス事業所の拡充と質の向上 学齢期の障害児が、療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に、安心して過ごすことができる場を確保するため、放課後等デイサービス事業所を拡充します。併せて、放課後キッズクラブなど放課後児童育成事業における障害児の受入れも、引き続き推進していきます。 また、研修などを通して人材育成を支援するとともに、<u>事業所間や、学校をはじめとする地域の関係機関、地域住民との連携を進め、サービスの質の向上を図ります。</u></p>

【基本施策④】若者の自立支援の充実

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>施策④の「指標」の欄を見ると、利用してもほぼ改善されていないようです。相談を受ける側の体制、スキルアップを考えてほしいです。</p>	<p>第4章の基本施策④の「施策の目標・方向性」及び「主な事業・取組」に支援者のスキルアップの取組について追記 (P72, 74)</p>	<p>施策の目標・方向性 2 様々な社会資源の連携を図り、困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるような支援に取り組みます。 <u>○横浜市青少年相談センターでは、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に、若者の様々な問題や若者支援についての理解を深めるとともに、より適切な支援へつなげていくことを目的とした研修を行い、本市全体の支援者のスキルアップを図ります。また、地域ユースプラザでは、地域で若者の支援活動を行っている団体や区を対象に研修会を実施し、地域における若者の自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。</u></p> <p>主な事業・取組 ○青少年相談センター事業 ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。</p> <p>○地域ユースプラザ事業 青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、居場所の提供を中心に、第一次的相談や社会体験・就労体験プログラムなどを通じ、身近な地域で、若者の自立支援を行います。また、地域の団体や区を対象に研修会を実施し、地域における若者自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。</p>
<p>生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(若者サポートステーション拡充事業)について、若者サポートステーションに相談員を配置とありますが、現状はそこへ行けない若者の方が圧倒的に多いと思われま。そのような若者への対応を検討していく必要があります。</p>	<p>第4章の基本施策④の「施策の目標・方向性」に自ら相談へ踏み出せない若者・保護者がいる現状を踏まえた文章を追記 (P72)</p>	<p>4 子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。 <u>○困難を抱える若者や保護者の方が、自ら相談への一歩を踏み出すのが難しい状況にあることから、学校、区役所など、市民に身近な施設等を通じて支援につなげるのが重要です。そのため、市民に身近な区役所等において、困難を抱える若者等がいる家庭と関わりがあった際に、スムーズに支援機関につなげられるよう、市職員の研修等を強化していきます。</u></p>

【基本施策⑤】生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>施策分野1に「障害児童への支援」の記述がありますが、「小児慢性特定疾患児」への支援について何も触れられておりません。児童福祉法の一部を改正する法律の施行が平成27年1月1日から実施されるにあたり、小児慢性特定疾患児童に対する自立支援のための事業を実施するとあります。障害をおもちの方や高齢者の方への行政支援などがありますが「病気の子供に対する支援」が現状あまりなく、今回このように子ども・子育て支援ということで横浜市としてお考えであれば、ぜひ内容に盛り込んでいただきたいと思えます。「病気を持つ子ども」への支援の在り方をお考えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。</p>	<p>第4章の基本施策⑤に「小児慢性特定疾病医療費助成制度」について追記 (P77, 78, 81)</p>	<p>現状と課題 ◆産科・周産期医療、小児医療の充実 <u>○平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。それに伴い、「ダウン症候群」、「もやもや病」など新たに107の疾病が助成の対象となり、国の定める基準を満たした場合、医療費の給付を受けることができるようになりました。</u></p> <p>施策の目標・方向性 2 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療を充実させます。 <u>○慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。</u></p> <p>主な事業・取組 ○小児慢性特定疾病医療給付 <u>慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。なお、平成27年1月から対象疾患の拡大、自己負担限度額の改正を実施しました。</u></p>

【基本施策⑥】地域における子育て支援の充実

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>昨年度のニーズ調査を受けて、自分の子どもを持つまでの子育て体験の有無や自信が持てなくなったことについての結果が挙げられていますが、そもそもなぜこのような課題が出てきたかについての社会背景の明記も必要ではないでしょうか。もともとの人口動態の変化や、それによる世代間の継承が途絶えているという事実、自然環境の激減、様々な社会的要因の影響の上で、現状の子育て家庭の実態、アンケート結果があることを明記する必要性を感じています。自分に子育て体験がなかったことや子育てに不安を持つ自分ということは、個人的な努力が補える範疇のことではないはずで、社会背景なく、アンケート結果の明示だけでは、個人のなかで、子育て体験が少なかった自分、子育て不安を持つ自分に対して、それぞれの個人のなかで自己否</p>	<p>第4章の基本施策⑥の「現状と課題」に子育て体験が無い人が増えている社会的要因について追記 (P83)</p>	<p>◆地域での子育て支援の場・機会の必要性 <u>○「第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でも述べたように、家庭、地域、社会の状況、意識などが大きく変化している中で、親が親として学び、育つ場や機会の充実が求められています。本市調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことのない親が4人のうち3人を占めており、少子化や核家族化が進む中で、乳幼児をあやしたり、触れ合ったりすることの楽しさや世話の仕方、成長過程などを知る機会が十分でないまま、子育てを始める家庭が多くなっています。</u> <u>○子育ての不安や困難は、誰もが一度は抱えるものであり、決して特別なことではありません。本市調査においても、妊娠中から現在まで、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることについて、「あった」と回答した人の割合（「よくあった」及び「時々あった」の合計）が、「妊娠中」では56.5%、「出産後半年くらい」では74.6%、「現在」においても60.9%に及んでおり、5年前の調査結果と比べると、「よくあった」と回答した人の割合がやや増えています。子育ての不安や悩みを軽減・解消するための相談等の支援の充実が求められています。</u></p>

<p>定的な意識が働き、より子育て家庭にとっての負担感が増していきような危惧を感じます。</p>		
<p>「親子がともに様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会の充実を図ります」について、「場や講座、利用促進、機会の充実」を併記していますが、子どもの育ちにとって、親の居場所感を高めることにおいて、なぜそのことが必要なかという大前提に触れて欲しいです。プログラムや行事を中心に実施することに重きを置かず進めてきた横浜ならではの強みを最大限表記するところだと期待しています。</p>	<p>第4章の基本施策⑥の「施策の目標・方向性」に親子の居場所の必要性について追記 (P86)</p>	<p>1 親子が共に様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会の充実を図ります。 ○子どもや子育て中の保護者が安心できる場で当事者同士や地域の多様な人と交流することは、<u>子育ての不安や悩みを軽減するなど、人や地域との関わりの中で子どもや親の育ちを支えとともに、保護者が子どもと向き合い、楽しく豊かに子育てができることにつながります。</u>そのため、親子の居場所の拡充を図るとともに、親子の居場所の認知度を高め、一層の利用を促進するためのPR活動を積極的に展開します。また、プレママ・プレパパや子ども連れの父親が親子の居場所を利用するきっかけづくりを更に進め、日常的な利用を促進します。</p>

【基本施策⑧】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>「子ども自身に、一人の人間として大切にされ、守られる権利があること、必要なときは助けを求めることができることを社会全体で伝えていくことが必要」と課題意識はされているのに、その後の施策の目標・方向性や事業・取組にそれが反映されていないことが残念です。</p>	<p>第4章の基本施策⑧の「施策の目標・方向性」に子ども自身への働きかけについて追記 (P103)</p>	<p>1 児童虐待対策を総合的に進めます。 <u>○子どもに優しいまちを目指し、子どもが虐げられることがないように、地域と連携した広報・啓発を幅広く実施することで、児童虐待防止に対する市民意識の醸成を図ります。また、子ども自身が、虐待から守られる権利があることや、自分から相談する場所があることを知るができるよう、各関係機関と協力し、直接子どもを対象とした啓発活動も併せて実施します。</u></p>
<p>児童虐待対策に関する法整備が整ったことについて今後の方向性に变化はなかったのでしょうか。市民が希望を見いだせるような方向性について説明が必要ではないでしょうか。</p>	<p>第4章の基本施策⑧に「横浜市子供を虐待から守る条例」に関するコラムを追加 (P103)</p>	<p>【コラム】「横浜市子供を虐待から守る条例」が制定されました！</p>

【基本施策⑨】 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>○ベビーカーで電車に乗る時、やさしくしてほしいです。 ○ベビーカーで外出するときの周囲の人の目が気になります。 ○ベビーカーで電車やバスなど公共の乗り物にのると嫌そうな顔をされ、つめたい人が多いです。 ○バスなどでベビーカーを使うと冷たい目で見られるのが辛いです。 等</p>	<p>第4章の基本施策⑨にベビーカーの利用に関するコラムを追加 (P112)</p>	<p>【コラム】ベビーカー利用の安全性・快適性の向上に向けて～国土交通省「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」～</p>

<計画の推進体制>

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>○消費税10%導入が見送られ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項の行く末について、子育て家庭の当事者含め、子育て支援に関わる全ての人たちが本計画素案に書かれている実効性について危惧しているところです。本計画は子どもの育ちや家庭支援について理念的にしっかり書かれていた感を持つことができましたが、理念と数値目標が連動しているのか、数値だけが先行しているような事業も中には見受けられました。今後5か年に及ぶ計画推進においては、全市的にいよいよ少子化傾向への転換していくことはもとより、劇的に社会環境も変化していきます。計画推進の成果・評価の在り方や目標の見直しなどを横浜市の子ども子育て会議だけでなく、多様な主体で見守っていきける体制づくりも大切だと捉えています。地域子育て支援拠点事業は、すべての家庭にとって身近な場所であり、年間約50万人以上が利用していることから、この計画推進の経緯や事業実践を通して行政と共に見守っていく責任ある立場とも捉えています。</p> <p>○基本施策の「施策の目標・方向性」の中で「指標」が示され、また第5章では「量の見込み・確保方策」が算出されていますが、事業計画の進捗管理や評価については数値による把握だけでなく、施策を展開していく過程の評価や、利用者による評価など、その質にも着目した多面的な方法を取り入れてください。そのために、第6章にある「PDCA サイクル」の「実施状況等の点検・評価」の中に、子育て当事者や支援実践者・事業運営者と意見交換会を行う等、広範な議論の場を設けることを盛り込んでください。</p> <p>○素案の最後の部分に、事業評価に関する記述がありません。評価は一体誰がするか見えてきません。子ども・子育て会議の開催されている意味合いをもっと発信すべきです。</p>	<p>第6章に様々な主体が関わり計画を推進していく旨を記載(P153~154)</p>	<p>(1) 子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表</p> <p>本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」といいます。)を設置し、議論を行ってきました。</p> <p>本会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況の点検・評価について、子ども・子育て会議で審議を行ってまいります。</p> <p>点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価を行ったり、必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施したりするなど、多面的な手法を検討します。</p> <p>なお、計画における実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。</p> <p>(2) 様々な主体による計画の推進</p> <p>本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。自治会・町内会、民生委員・児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。</p> <p>本計画は作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、市民意見交換会を市内全区で開催するなど、幅広く御意見をいただきました。</p> <p>「第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点」でも述べたように、「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、社会におけるあらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえて取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く意見交換をしながら計画を推進していきます。</p>

3 関係法令・条例

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）※抜粋

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）※抜粋

（平成 24 年 8 月 22 日法律第 67 号により、平成 27 年 4 月 1 日から次のとおり改正）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(3) 横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年4月横浜市条例第147号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成27年2月条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。